

就学援助制度のお知らせ（令和8年度）

大崎市教育委員会

大崎市では、お子さんが小・中・義務教育学校に通学する上で経済的な理由によりお困りの保護者に対して、学用品費、学校給食費などの経費の一部を援助しています。援助を希望する人は次の説明をよく読み、在籍している学校へ申請書を提出してください。

■就学援助の対象者

大崎市に住所を有し（※）、小・中・義務教育学校に在学する児童および生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人（2・3の人は世帯の収入や状況で認否を判定します。裏面の準要保護児童生徒認定標準額を参照ください）

※ 東日本大震災など災害の影響により大崎市の小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者も含まれます。

- 現在生活保護を受けている人（※修学旅行費・医療費のみ支給）
- 前年度または今年度に次のいずれかの措置を受けた人で、援助が必要と認められる人
 - 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - 市民税の非課税または減免
 - 個人事業税の減免
 - 固定資産税の減免
 - 国民年金保険料の免除・納付猶予
 - 国民健康保険税の減免
 - 児童扶養手当の支給・・・【児童扶養手当証書の写し】
 - 宮城県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付け・・・【貸し付け通知の写し】

※キ・クに該当する場合は、申請時に【 】内の添付書類の提出が必要です。
- 上記2のほか、1に準ずる程度に経済的に困窮していると認められる人

■援助の内容（支給費目）

| 支給費目 | 支給限度額(年額) | | 備考 |
|--------------------------|---|-------------------|--|
| | 小学校 義務教育学校(前期) | 中学校 義務教育学校(後期) | |
| 学用品費 | 11,630 円 | 22,730 円 | 7月・12月の2回に分けて支給 |
| 新入学用品費 | 57,060 円 | 63,000 円 | 入学予定者または1・7年生のみ対象 (入学前に支給を受けた場合は対象外) |
| 通学用品費 | 2,270 円 | 2,270 円 | 1・7年生を除く学年が対象 |
| 校外活動費(遠足など) | 1,600 円 | 2,310 円 | 経費の一部(交通費・宿泊費・見学料) |
| 校外活動費(合宿) | 3,690 円 | 6,210 円 | |
| 修学旅行費 | 22,690 円 | 65,000 円 | 一部対象外の経費あり |
| オンライン学習通信費 | 15,000 円 | 15,000 円 | 世帯単位で支給(年長者のみ対象) |
| 学校給食費 | 実費(単価×給食日数) | | 教育委員会が学校給食会計へ直接納入 |
| 通学費 | 実費(公共交通機関利用の遠距離通学対象児童生徒の定期券の全額) | | 該当児童生徒のみ |
| 体育実技用具費 | 実費(体育の授業に必要な体育実技用具(スキー、柔道、剣道などの用具)の購入費) | | 新たに購入が必要な場合のみ |
| 医療費 (生活保護を受けている人のみ対象) | 実費(学校病の治療費) ※医療費の支給を受けるには医療券が必要です。学校へ相談してください。 | | 学校病(トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯および寄生虫病)の治療のみ該当 |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 実費(共済掛金の保護者負担分) | | 7月に支給(5月1日時点で認定の人のみ) |

※学用品費・通学用品費・オンライン学習通信費は認定期間での月割計算となります。また、新入学用品費・通学用品費については4月1日付け認定者のみ支給となります。校外活動費・修学旅行費は認定期間中に参加した行事のみ支給となります。

※学校徴収金に未納がある場合は全支給費目を学校口座へ入金し、学校を通じて保護者へ現金で支給する場合があります。

※区域外就学者および県立・私立の学校に就学する児童生徒については、一部支給対象外の費目があります。

※支給限度額については令和7年12月時点の金額であり、今後変更になることがあります。

■申請の手続き

- 大崎市立の各学校にて申請書類を配布しています。お子様が在籍する学校に申し出てください（学校ごとの申請となるため、小・中・義務教育学校に兄弟姉妹がいる場合はそれぞれの学校へ申請してください）。
- 申請書を記入し、必要書類を添付して学校へ提出してください（生活保護受給者は自動認定のため提出不要）。
 - 就学援助認定申請書（様式第1号） ※18歳未満を除く世帯員全員の同意書への署名が必要です。
 - 就学援助費口座振込依頼書（様式第18号）

ウ 通帳の写し ※前年度から変更がなくても確認のため必要ですので、添付をお願いします。

エ 委任状（様式第7号）

オ 表面の「就学援助の対象者」2のキ・クに該当する場合、それぞれを証明する書類

カ り災証明書（東日本大震災などの災害の影響により大崎市の小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者で、就学援助制度を初めて申請する人）

※個人番号（マイナンバー）制度に伴い、申請書に12桁の個人番号を記入することで収入状況を証明する書類などの添付を省略することができますが、令和8年1月1日に大崎市外の他市町村に住民登録があった場合は、収入状況を証明する書類が必要です。

※ 昨年度認定者や令和8年度新入学用品費の入学前支給を申請した人も、今年度援助を受けるには再度申請が必要です。今年度も継続して就学援助を希望する場合は、必ず申請をお願いします。

■申請受付期間

令和8年4月16日（木曜日）までに就学援助認定申請書および添付書類を学校へ提出してください。
以降の申請も随時受け付けていますが、支給額が月割額となる場合や支給対象とならない支給費目があります。

■申請者の認定・支給

1 申請に基づき、教育委員会において認定審査を行い、7月中旬に学校を通じて認否の結果を文書でお知らせします（年度途中の申請者は、原則申請月の翌月に認否の結果をお知らせします）。

※ 認定審査は令和7年中の世帯全員の収入・所得や現在の状況で総合的に判断しますが、収入・所得が下記の認定標準額以下であることが判定の目安となります。認定期間は年度単位になりますので、前年度援助を受けていても収入・所得や世帯の状況などの理由により認定されない場合があります。

2 就学援助費は、申請時に指定した保護者口座に振り込みをします。
認定者への支給は7月下旬・12月中旬・3月中旬の年3回を予定しています。

準要保護児童生徒認定標準額（年額）

※下記の額は令和8年2月時点の金額であり、今後変更になる場合があります。

単位：円

| | 収入 （給与の方） ②（①×倍率） | 所得 （給与以外の方） ③（②×0.65） | 算出の基礎 | | | | |
|-------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|------|
| | | | 大崎市保護基準 ①（算定資料×12） | 算出の基礎となる世帯の構成員 | | | 倍率 |
| 2人世帯 | 3,172,000 | 2,061,000 | 2,440,086 | 一人親 20-40歳 | 子 12-17歳 | | 1.3 |
| 3人世帯 | 3,623,000 | 2,354,000 | 2,787,606 | 母 20-40歳 祖母 65-49歳 | 子 6-11歳 | | 1.3 |
| 4人世帯 | 4,185,000 | 2,720,000 | 3,219,504 | 父 20-40歳 母 20-40歳 | 子 12-17歳 子 12-17歳 | | 1.3 |
| 5人世帯 | 4,493,000 | 2,920,000 | 3,594,612 | 父 20-40歳 母 20-40歳 | 子 12-17歳 子 6-11歳 | 子 6-11歳 | 1.25 |
| 6人世帯 | 4,815,000 | 3,129,000 | 3,852,389 | 父 20-40歳 母 20-40歳 | 子 12-17歳 子 6-11歳 | 子 3-5歳 祖母 65-69歳 | 1.25 |
| 7人以上 （1人ごとに加算） | 516,000 | 335,000 | 413,052 | | | | 1.25 |

注 収入・所得は、給与収入（パート収入含む）・事業所得および恩給、年金、雇用保険その他公の給付並びに資産からの便益または贈与等の金銭換算分を含みます。給与以外の所得がある世帯については、所得（給与所得を含む）で判断します。

■申請上の注意事項 ※必ずお読みください。

1 申請書の家庭の状況は、申請日現在の同一世帯全員の状況を記入してください。保護者、家計を支えている人が出稼ぎや単身赴任などにより別居している場合も、同一の世帯とみなします。また、収入による認否判定の際も原則、同一世帯全員の収入により判定します。生計を別にしていう自己申告があっても、住民票上で同一世帯であれば、生計を一にしているとみなして判定します。ただし、事実上別居で別生計である場合は含めません。

2 確定申告および市・県民税申告が必要な場合は、必ず期限までに申告を済ませてください。申告をしない場合、収入状況が確認できないため審査できません。また、収入がない場合も申告が必要となりますが、税法上の扶養に入っている場合には申告の必要はありません。

詳しい内容については、各学校または教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

担当：大崎市教育委員会 学校教育課学事担当
電話：0229-23-2212（内線3839）